

第 20 回教育委員会

平成 29 年 8 月 23 日
午 後 2 時 30 分
本庁舎屋上会議室

議 案

報告第14号 職員の人事について

報告第 14 号

職員の人事について

教育委員会教育長専決規則第 2 条第 1 項により、教育長による急施専決を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

平成29年 8 月18日付をもって、次のとおり人事異動を発令した。

記

1 教 頭

新任職	氏 名	現任職
西中島小学校教頭	ほんじょう まさみ 本 條 正己	阿倍野小学校栄養教諭

2 説 明

西中島小学校教頭の休職に伴い、本條 正己を任命する。

[illegible]

(参考)

大阪市教育委員会教育長専決規則（抄）

(緊急時における専決)

第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。